

## 衝突被害軽減ブレーキの性能評価・公表制度の創設について

### 1. 制度創設の背景

国土交通省では、高齢運転者による交通事故の防止のために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議において、衝突被害軽減ブレーキ等の運転者の安全運転を支援する機能を備えた自動車の普及啓発方策について検討を行い、昨年3月に中間取りまとめを行った。

当該中間取りまとめにおいて、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する制度の創設について検討することとされたことを踏まえ、今般、「衝突被害軽減ブレーキの性能評価・公表制度」を以下のとおり創設するための告示の制定を行うこととする。

### 2. 制度の概要

○ 国土交通大臣は、下記(1)の自動車について、搭載されている衝突被害軽減ブレーキが下記(2)の性能を有していることの確認を行う。

#### (1) 対象となる自動車

下記①又は②に該当する自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものうち、自動車メーカー等から本制度に係る申請があったもの

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車
- ② 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付国自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車

#### (2) 衝突被害軽減ブレーキの性能

下記①～③の性能を有していること

- ① 静止している前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しない又は衝突時の速度が 20km/h 以下となること。
- ② 20km/h で同一方向に走行する前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しないこと。
- ③ ①及び②の衝突被害軽減ブレーキによる制動制御の少なくとも 0.8 秒前までに、衝突のおそれがある前方車両の存在を運転者に知らせるための警報が作動すること。

○ 上記の確認を受けた自動車に係る情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が、衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において当該情報を活用することができることとする。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：平成 30 年 3 月

施 行：平成 30 年 4 月 1 日

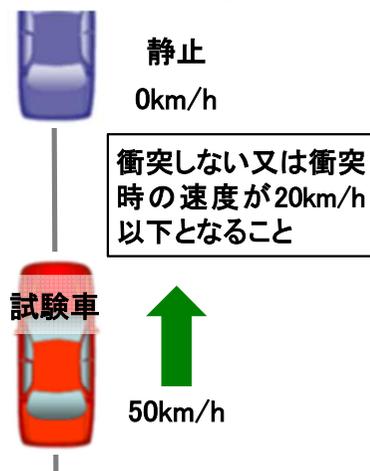
# (別紙) 衝突被害軽減ブレーキの性能評価・公表制度の創設について

## 1. 制度の概要(案)

※ 我が国における交通事故の実態や自動車メーカーの技術開発動向等を踏まえ、検討。

- 対象：乗用車のうち、自動車メーカー等から本制度に係る申請があったもの
- 認定の要件：以下の①～③の要件を満たすこと。
  - ① 静止している前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突しない又は衝突時の速度が20km/h以下となること。
  - ② 20km/hで走行する前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突しないこと。
  - ③ ①及び②において、衝突被害軽減ブレーキが作動する少なくとも0.8秒前までに、運転者に衝突回避操作を促すための警報が作動すること。
- 結果の公表：認定を受けた自動車の情報を国土交通省HP等で公表。

### ① 静止車両に対する試験



### ② 走行車両に対する試験



評価試験のイメージ



試験用ターゲット

## 2. スケジュール

今年度中に本制度を創設し、来年度から試験開始予定。